

社 会 福 祉 法 人 愛 隣 会 会計監査人候補者に関する募集要項

社会福祉法愛隣会（以下「法人」という。）は、社会福祉法（以下「法」という。）第37条の規定に基づく会計監査人の設置義務対象法人となる可能性があります。これに伴い、下記のとおり会計監査人候補者を募集いたします。

記

1 概要

事業者には、企画提案を求める。価格のほか、実績、専門性、技術力等を勘案し総合的な見地から判断して最適な事業者を選定します。

2 業務内容

本業務は、予備調査業務と会計監査人業務の2つから構成されます。ただし、当法人が会計監査人設置の対象法人とならない場合は、本業務を実施しない、若しくは予備調査のみの実施とする場合があります。

（1）予備調査業務

会計監査人業務を実施するために必要となる内部統制の整備・運用、社会福祉法人会計基準に基づく会計処理及び計算書類の現状調査を実施し、法の規定による会計監査に対し適切に対応できるよう、改善を要すると認められる事項について指導・助言の支援を実施。

詳細は、別紙1「社会福祉法人愛隣会予備調査業務仕様書」のとおり。

（2）会計監査人業務

法に規定する会計監査人業務を実施。詳細は、別紙2「社会福祉法人愛隣会会計監査業務基本仕様書」のとおり。

3 契約期間

（1）予備調査業務

契約締結日～2026年3月31日まで

（2）会計監査人業務

2026年度定時評議員会（2026年6月開催予定）において選任を受けた日～2027年度定時評議員会（2027年6月開催予定）まで。なお、法第45条の4による解任等、特段の事情がなければ2027年度定時評議員会以降についても再任するものとします。

4 応募資格

以下（１）～（４）のいずれにも該当する事業者が、応募資格を有するものとします。

- （１）法第４５条の２に定める公認会計士または監査法人であり、公認会計士法その他の諸法令における欠格事項に該当しないこと。ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができないものを除く。
- （２）社会福祉法人に対する会計監査人監査業務、予備調査業務、経営支援・会計指導等の実績があること。
- （３）東京都内に事業所を有すること。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員またはその関係者に関与する活動を行う者でないこと。

5 スケジュール

項目	提出期限・実施日
応募意思表明書の受付期限	２０２５年９月１９日（金）
質問の受付期限	２０２５年９月１９日（金）
予備調査提案書及び企画提案書の提出期限	２０２５年１０月３日（金）
ヒアリング実施	２０２５年１０月中旬（予定）
選定結果通知	２０２５年１０月下旬（予定）

6 提出書類

名称	様式番号
応募意思表明書	（様式１）
質問書	（様式２）
予備調査提案書	（様式３）
企画提案書	（様式４）

7 応募手続き

（１）応募意思表明

応募を希望する場合は、様式１の「応募意思表明書」を郵送にて提出してください。なお、意思表明をされた後に辞退する場合には、必ずメールにて連絡してください。

（２）質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、様式２により受付期限までメールで提出してください。公平性の観点から電話や面会での質問は一切受け付けないものとします。

(3) 予備調査提案及び企画提案の提出

予備調査提案書(様式3)、企画提案書(様式4)については、それぞれ正本1部、副本5部を作成し、郵送または持参にて提出してください。

7. 予定価格

監査業務に係る報酬上限額は次のとおりとし、見積額はこの金額以内で記入してください。(いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額)

- ・監査報酬年額 金7,000,000円
- ・予備調査業務報酬 金800,000円

8 審査・選定方法

審査は提出された書類(予備調査提案書及び企画提案書等)により、当法人による書類審査を行い選定します。なお、提出書類の内容についてヒアリングの必要があると判断した場合には、応募者と提案内容等についてヒアリングを行います。

9 その他

- (1) 提案に係る費用は提出者の負担とします。
- (2) 提出期限後の差し替え、追加は認めないものとします。
- (3) 当法人の施設概要や決算報告書などは、当法人のホームページ(<https://www.airinkai.org/>)にて公開しているので、必要に応じ参照のこと。

【問い合わせ先・提出先】

社会福祉法人 愛隣会

法人本部経理部 森下

〒153-0044 東京都目黒区大橋2-19-1

電話: 03-3466-0264 FAX: 03-3466-0265